

徳島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島環状	徳島市末広三丁目一番三七 地先から 同 末広二丁目七九番地 先まで	二四九・〇	令和二年七月二十一日